（解雇予告手当）

請 求 の 趣 旨【□前記記載のとおり】

1　被告は、原告に対し、次の金額を支払え。

（1）　金　９７，２８６　円

☑(2)　(1)の金額【□のうち金＿＿＿＿＿＿円】に対する〔☑令和　４年　９月　１１日　□本訴状送達の日の翌日〕から支払済みまで年　●　パーセントの割合による金員

2　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決【☑及び仮執行宣言】を求める。

請 求 の 原 因（紛争の要点）

1　原告は、被告に令和　２年　４　月　１　日雇用され、仕事（　レセプトチェック等医療事務　）をしていたが、令和　４　年　８　月　２１　日に解雇を通告され、〔□即日　☑令和　４年　９　月　１０日〕解雇された。

2　支払われるべき解雇予告手当金は以下のとおりとなる。

（1）　賃金の支払条件

賃金締切日〔☑毎月２０日締め　□無〕の〔☑〔□当　☑翌〕月　１０日払い　□不定期払い〕で、

賃金額〔☑月給　□日給　□時給　□歩合給　□〕【□約】　３００，０００　円であった。

（2）　平均賃金額（□最低保障賃金額を適用、以下同じ）の算出

本件において、平均賃金算定期間は、令和　４　年　５　月　２１　日から、令和　４　年　８　月　２０　日までの〔☑暦日　□実働〕a…　９２　日間であり、その期間に〔☑支払われた　□支払われるべき〕賃金総額は、b…　９００，０００　円である。よって、

平均賃金は、b÷a【□×60/100】＝c…　９７８２円　６０銭（以下切捨）となる。

（3）　解雇予告手当金の算出

解雇通告日から解雇日までは、d…　２０日であり、支払われるべき解雇予告手当金は、c×（３０－d）＝　９７，８２６　円（円未満四捨五入）となる。

※ ご自身の解雇予告手当の請求額が不明なときは、その額と計算方法につき、あらかじめ労働基準監督署の窓口で確認されておくことをお勧めします。